



報 告 書

令和7年度民生教育常任委員会管外行政調査及び研修を令和7年7月1日(火)から3日(木)まで実施いたしましたので、その概要を次のとおり報告いたします。

令和7年8月1日

名取市議会 議長 長南 良彦 様

民生教育常任委員会

委員長 小野寺 美穂



記

- 1 期 日 令和7年7月1日(火)～3日(木)
- 2 視 察 先 (1)滋賀県湖南市
(2)大阪府門真市
(3)京都府京都市
- 3 参 加 者 (1)委 員 委員長 小野寺美穂 副委員長 大友 康信
委 員 阿部 正義 委 員 佐藤さやか
委 員 佐藤 繁樹 委 員 熊谷 克彦
委 員 長南 良彦
(2)執行部 介 護 長 寿 課 長 橋本かほり
(3)事務局 主 事 高橋 桃花
- 4 行 程 別紙のとおり
- 5 調査事項 別紙のとおり

令和7年度 民生教育常任委員会管外行政調査及び研修行程表

	行 程	宿 泊	視察自治体	調査事項
7月1日 (火)	【集合 午前6時30分 仙台空港2階 ANAカウンター前】 JAL2200便 伊丹空港線（バス） 琵琶湖線新快速 仙台空港 ⇒⇒⇒ 伊丹空港 ⇒⇒⇒ 京都駅八条口 ⇒⇒⇒ 草津 7:35 8:55 9:50 10:40 11:30 11:50 11:58 JR草津線 徒歩（7分） 湖南省役所 徒歩（7分） ⇒⇒⇒ 甲西 ----- 湖南省議会視察 ----- 甲西 12:11 (昼食) 13:30～15:30 16:04 JR草津線 琵琶湖線新快速 京都地下鉄東西線 ⇒⇒⇒ 草津 ⇒⇒⇒ 山科 ⇒⇒⇒ 京都市役所前 16:17 16:21 16:37 16:43 16:54 徒歩（5分） ----- ホテル	ホテルグレイスリー京都三条 〒604-8035 京都市中京区六角通寺町 東入桜之町420番 （電話： 075-222-1111）	滋賀県湖南市 人 口 53,963 人 (R7.5.1) 面 積 70.40 km² 住 所 湖南市中央一丁目1番地 （東庁舎） 電 話 0748-71-2347	湖南市ひきこもり支援ステーション事業について
7月2日 (水)	京都地下鉄東西線 京阪本線快速急行 京阪本線区間急行 京都市役所前 ⇒⇒⇒ 三条京阪 ⇒⇒⇒ 香里園 ⇒⇒⇒ 古川橋 8:42 8:44 8:52 9:28 9:30 9:40 徒歩（8分） 門真市役所 徒歩（8分） 京阪本線 ----- 門真市議会視察 ----- 古川橋 ⇒⇒⇒ 萱島 10:00～12:00 (昼食) 14:10 14:14 14:18 京阪本線準急 京阪本線特急 京都地下鉄東西線 徒歩（5分） ⇒⇒⇒ 枚方市 ⇒⇒⇒ 三条 ⇒⇒⇒ 京都市役所前 ----- ホテル 14:31 14:33 15:02 15:11 15:13		大阪府門真市 人 口 115,713 人 (R7.5.1) 面 積 12.3 km² 住 所 門真市中町1-1 電 話 06-6902-6973	部活動地域移行に向けた取組について
7月3日 (木)	京都市役所 京都地下鉄東西線 京都市役所前 ----- 京都市会視察 ----- 京都市役所前 ⇒⇒⇒ 烏丸御池 9:15 9:30～11:30 11:45 11:47 11:51 京都地下鉄烏丸線 伊丹空港線（バス） JAL2211便 ⇒⇒⇒ 京都 ⇒⇒⇒ 伊丹空港 ⇒⇒⇒ 仙台空港 11:56 (昼食) 13:30 14:25 15:50 17:05		京都府京都市 人 口 1,434,956 人 (R7.5.1) 面 積 827.83 km² 住 所 京都市中京区寺町通 御池上る上本能寺前町488番地 電 話 075-222-3700	1 単身高齢者万一あんしんサービスについて 2 一人暮らしお年寄り見守りサポーターについて
議員等連絡先	①委員長 小野寺美穂 ②副委員長 大友 康信 ③委員 阿部 正義 ④委員 佐藤さやか	⑤委員 佐藤 繁樹 ⑥委員 熊谷 克彦 ⑦委員 長南 良彦	執行部随行 介護長寿課 課長 橋本かほり 事務局随行 議会事務局 主事 高橋 桃花	
			宮城県名取市議会事務局 T E L : 022-384-2109（直通）、F A X : 022-384-9670 E-mail: gikai@city.natori.miyagi.jp	

令和7年度 民生教育常任委員会管外行政調査及び研修の総括

民生教育常任委員会
委員長 小野寺美穂

1 滋賀県湖南市

今回、ひきこもり支援の取組（ひきこもり支援ステーション事業）について学ばせていただいた。

湖南市では、平成14年から「発達支援システム」に取り組み「早期発見・早期対応をキーワードにした障がい児支援のあり方」について深く研究され、実績もある（総理大臣賞も授与されている）。その支援システムと並行する形で、平成21年度から「ひきこもり地域支援センター」のさらに段階的な充実を図るため、令和6年度よりひきこもり支援ステーション事業が開始された。

この事業の開始からはまだ1年であるが、社会福祉法人（さわらび福祉会）の協力による「ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり事業」が平成29年度から行われており、活動集と事例集を拝見した。そこには、根気強い聞き取りの成果によるひきこもり生活のリアルがある。「どうしたら、ひきこもりを理解してもらえるか、本人が何を求めているのか、どのような支援が求められているか、どのような支援が可能か…」なかなか出口の見えない葛藤の中に、いかに光を見出すか。万能薬は存在しないが、どの事例も他人事ではなく、本市にも明らかに存在する課題として、委員会としてもさらに身近な事例などを学びつつ、少しでも前進できる方策を提言できるよう努力したい。

2 大阪府門真市

全国的に教員の負担軽減の名の下進められようとしている「部活動の地域移行」について、いち早く着手し、進めている先進自治体として学ばせていただいた。

門真市はパナソニックの企業城下町であるが、比較的コンパクトな街（面積12.3㎢）である。そのため、一つの学校に部活動をまとめて実践するという手法に着手し、また、受け皿としての外部団体もあったという好条件があり、学校、生徒、保護者の間でも評価は高く、成果も上がっているとのことである。運動部の場合の中総体との関係でまだ課題があるとのことであるが（一校一チームではないため）、今後、地域移行が全国的にも進んでいけば、大会の在り方、持ち方、考え方も変化していくのではないかとと思われる。

本市においては、まだ準備段階である。市の面積が約100㎢であり、部活動の内容にもよるが、どこか一校に集約するのは現実的には困難な面が多いと考えるが、一校で解決できなければ複数校でという点については、本市教育委員会でも視野に入れられているということであるから、まず着手できるところから始めてみる。そして、どうも難しいという事例が多い場合、根本的に何が問題なのか（教員不足など）を再考してみるのも一つではないかと考える。

3 京都府京都市

「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」と

「単身高齢者万一あんしんサービス」について

大都市かつ一大観光都市京都市には、2025年現在一人暮らしの高齢者が10万世帯ある（人口140万人）。観光客は勿論、交流人口も当然多い。「見守りサポーター」はご近所さんのみならず、通勤、通学で他自治体から来られる方々も対象となっている。「洗濯物が干しっぱなしだな」「郵便物がたまっているな」「ゴミがずいぶん増えているな」「怪しい人が出入りしている」「季節外れの服装で何度も道に迷っている様子」「玄関先に見慣れない段ボールが積んである」などの日常生活における気づきを、地域包括支援センターに連絡して見守りに結びつけるというものである。民生委員や老人福祉員（京都市独自の制度で、民生委員の業務のうち、一人暮らし高齢者に関することを担ってもらっている。50年の実績がある。費用弁償のみ）とは違い、名簿等は渡されていないため、空振りはある（一人暮らし高齢者の家ではなかった、住民が旅行中など）が、我々の日常でも起こりうることはあるし、なかなか立ち入れない、どこに言えば？間違っていたらどうしようとか、躊躇してしまうことも多い。しかし、制度としてサポーターに登録しているということになると、些細な気づきも余計なお世話ではなく、見守りの一環として連絡できるというのは未然防止という点でも画期的な取組と言える。

「単身高齢者万一安心サービス」は、利用者の死後の葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業であり、国のモデル事業として社会福祉協議会に委託して実施している。同居のペットには対応しかねるなど課題もあるが、現時点（令和7年5月末）で18件の契約がある。納骨に至った件数は、令和5年度末までで3件で、その後はない。

高齢化は全国共通の課題である。本来長生きはいいことであるから、その生活ができるだけ不安の少ないものであるように、極力安全であるように、取組を進めていかなければならないと考える。そのために、このような先進自治体の実践事例を参考にしながら、本市に適した高齢者施策を模索し、実施に向けて研究を重ねたい。

管外行政視察報告書

報告者：長南 良彦
阿部 正義

- 【視察先】 滋賀県湖南市
【日 時】 令和 7 年 7 月 1 日（火）13：30～15：30
【場 所】 滋賀県湖南市役所
【人 口】 53,879 人（令和 7 年 4 月 1 日現在）
【面 積】 70.4 平方キロメートル
【概 要】 湖南市は、滋賀県南部に位置し、大阪と名古屋からそれぞれ 100 km 圏内にあり、近畿圏と中部圏をつなぐ広域交流拠点にある。

南側に阿星山系を、北側に岩根山系を望み、これらの山々に囲まれて、地域の中央を野洲川が流れている。野洲川付近一帯に平野が開け、水と緑に囲まれた自然環境の恵まれた地域である。地形は、平地・丘陵・山林に分かれ、特に山林が全土地面積の 5 割強を占めている。

古くは近江と伊勢を結ぶ伊勢参宮街道として発展し、江戸時代には東海道五十三次の 51 番目の石部宿が置かれ、これを中心とした街道の産業や文化が栄えた。現在は名神高速道路の栗東湖南インターチェンジ、竜王インターチェンジ等を活用した県下有数の工業団地が立地し、地域経済の発展に大きな役割を果たしている。

国道 1 号と J R 草津線が地域を東西に走り、三雲・甲西・石部の 3 駅がある。これらの交通基盤によって、京阪神の都市圏への通勤・通学に便利な立地となり、ベッドタウンとして住宅地開発が進んだ。

奈良時代の昔から現代に至るまで、常にこのような交通の要衝として発展し続け、さらに気候が温暖な上に、野洲川を中心に開けた平野に恵まれたこともあって、さまざまな産業と文化を育んできた。

（参考資料：「令和 7 年湖南市議会概要」から抜粋）

【調査内容】

湖南市ひきこもり支援ステーション事業について

*説明者

湖南市健康福祉部障がい福祉課

- ・ 課 長 木田 縁 氏
- ・ 課長補佐 堀 早苗 氏

1. ひきこもり把握数と体制

(1) ひきこもりの現状

2024（R6）. 1. 1 現在「内閣府人口推計季報」に基づく

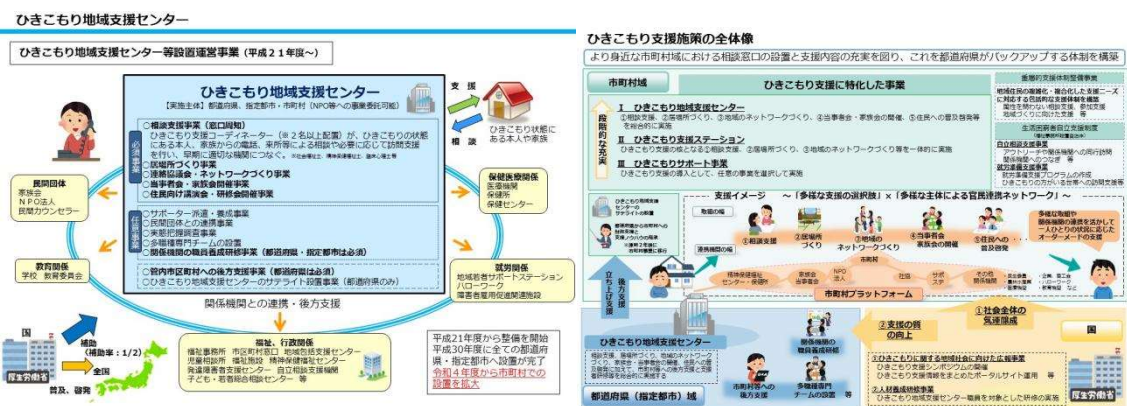
【 ひきこもり推計数 】

全国 約 146 万人
 県内 約 1 万 6 千人
市内 約 660 人

【 相談状況からひきこもりの把握数 】

92 人 令和 5 年度 庁内関係課会議
 → 104 人 令和 6 年度

(2) 滋賀県での取組



- 滋賀県の中でひきこもりの位置づけを検討
- 県内に 8 種類の相談窓口を設置
 - ① 民生委員等
 - ② 市町
 - ③ 市町社会福祉協議会
 - ④ 県社会福祉協議会
 - ⑤ 相談支援事業所等 ←湖南市の「ひきこもり支援ステーション事業」
委託
 - ⑥ 保健所
 - ⑦ ひきこもり支援センター
 - ⑧ 民間支援団体等
- 湖南市のひきこもり対策関連の取組
 - ・ 重層的体制整備事業
 - ・ 生活困窮者支援事業

2. ひきこもり支援ステーション事業

(1) 事業実績（令和6年度）

相談件数実人数 92 人
延べ件数 310 件

(2) 相談支援の状況

- 相談は圧倒的に家族からが多い
- 当事者のニーズ「これからどうしたいのか」がはっきりしないため、面談が長期化している
- 家族は焦っていることが多く、親亡きあとの心配や働いてほしい、同級生との比較などにより、家族だけではどうすることもできないが、そのペースで支援が進められない

(3) 居場所支援の状況

- 新しい居場所の創出
- 参加者が新たに参加する当事者を支える側になる意識の芽生え

<居場所支援の方針>

ひきこもりの支援は、個別性が高く、息の長い支援が求められる。支援の段階や個別ニーズに応じて、多様な支援の受け皿が必要であり、地域の中で本人が アクセスしやすく、安心して過ごせる居場所・交流の機会を充実させる。

(4) 体験活動による支援の状況

- はたらく体験（そばの実選別）
- 地域生活支援事業（地域活動支援センター I 型、サロン事業：8 回/月）

(5) ネットワークづくりの状況

- コア会議 定例開催：月に 1 回
事例検討を通した支援の検証、情報共有と課題整理
⇒目指すべき姿の共有
- 関係機関連携会議
 - ① ひきこもり当事者（家族含む）支援方針の検討
 - ② 支援者の孤立させない体制づくり
 - ③ 地域課題の整理
 - ④ 情報交換

<会議テーマ>

令和 6 年 12 月 24 日

「支援期間の長期化と「8050」問題へのアプローチの仕方について」

令和 7 年 2 月 6 日

「発達支援システムにのらなかった 30 代ひきこもりの検証」

「教育部局との連携のあり方について」

(6) ひきこもり支援の重視すべき視点

- 「課題解決型支援」と「伴走支援」2つのアプローチ
家庭内の変化を早期にキャッチし、支援機関等へつなぐ仕組みづくり
相談者の来所が中断したり、本人や家族のニーズが見えず終結になるなど、相談者と支援者のつながりが途絶えてしまうことがないように仕組みづくり
- アウトリーチ支援の充実
息の長い支援ができる仕組みづくり
- ひきこもり状態を長期化させない視点
ひきこもり状態の予兆を早期に把握、先を急がない継続可能なアプローチ
- 「専門的支援」と「側面的支援」
ひきこもり状態理解、アセスメント、見立て、医療の必要性の判断に加え、家族全体を捉えた課題や支援の方向性の検討

(7) ひきこもり支援の目指す姿

多様な価値観や自分らしい生き方が認められ、希望を持って安心して暮らしていける社会



ひきこもり状態にある方やその家族が、地域の中で孤立することなく、その人らしく生活できるようつながり続ける

自律

本人のペースに合わせながら、本人とその家族が自らの意思により、自身が目指す生き方や社会との関わり方等を決めていくことができるようになる



自立

一人ひとりの背景や心情をとらえずに社会参加や就労のみを求める

3. 質疑応答

Q：本人と家族のニーズの差についての考え方は。

A：基本的に、本人と家族の支援は別の支援者が対応する。

重視すべき視点で2つのアプローチの1つ「伴走支援」が本人への支援である。本人との信頼関係を築いて自律するまで寄り添う。精神的専門性の高い職員の対応が不可欠。重視すべき視点のアプローチのもう1つ「課題解決型支援」が家族支援に当たる。家族に寄り添った支援を行っている。

Q：将来的な事業の拡大は考えているのか。

A：事業規模の継続、拡大などは、今後の事業評価の中で検討していく。

Q：ひきこもりになった傾向は捉えているのか。

A：全てを把握しているわけではないが、幼少期から、高校受験がきっかけだったり、就職を機にひきこもりになる等の事例がある。

対人面を苦手を感じている方が多いと感じる。

Q：これまでの取組の中で、自律まで至った方のきっかけは何かあったのか。

A：再度、社会に一步踏み出すのに臆病になっている。一般就労等の社会復帰に至るまでは、一旦、自宅から外に出てみるといった中間点、例えば、訓練給付等の期間に、本人が自分の強みなどを見つめ直すことが大切である。

Q：ひきこもりの市内推計数 660 人、相談件数実人数 92 人で、潜在数は約 550 人ほどいる。市の支援を周知するといったアプローチは。

A：ひきこもりの相談窓口は無かったが、この事業をこれまで行ってきた 14 人が新たに掌握できた。広報やホームページなどを活用し、支援の中で、必要な方に必要な情報が届き、窓口相談から支援までつなげられるよう努める。

Q：広報やホームページ以外の周知方法は。

A：直接の窓口相談からだけでなく、市の一般業務から把握し支援につなげるといった事例もある。

Q：本人との対話につなげるためのアプローチとして、手紙やメール、面談を行っているが、他の方法でのアプローチはあるのか。

A：場所や方法についても、本人の意向に可能な限り寄り添って行う。

Q：相談支援の状況として電話が大半であるが、どのような支援なのか。

A：多くの場合、本人と会うこと自体が難しいので、電話でなら対応できることが多いものと捉えている。

Q：ひきこもり支援ステーション事業の居場所づくりはあるのか。

A：今年度から月 2 回、施設内外で行っている。古民家や使っていない商店などを活用している。

Q：ひきこもり支援ステーション事業の立ち上げでアプローチしたことは。

A：2 点あるかと考えるが、1 つは、市内の専門職の方の力が必要。2 つは、庁内の関係各課との調整。

【 考察 】

湖南省は、ひきこもり支援ステーション事業を令和6年度からスタートさせており、まだ1年ほどしか経過していない中で、今回、視察の機会をいただいた。

ひきこもり支援は、丁寧に相手の心に寄り添う支援であるため、支援を行うに当たっては、専門の人材確保の課題、役割や取組を明確にする課題等があると感じた。

当然ながら、どこまでも当事者目線での支援を図る必要があると感じるが、本人と家族間の温度差、ギャップ等をどう埋めながら、本人の自律に向けた環境につなげられるかのハードルが高く感じ、湖南省の取組に驚いた。

8050 問題が騒がれ出してから久しいが、国民の高齢化率が高くなっていることを考えると、親亡きあとの不安は尽きないものと想像に難くない。ひきこもり本人の支援だけではなく、その親の不安解消にも努める施策を進めている現状を知る良い機会となった。

湖南省のひきこもり支援を参考にし、今後、本市においても、より良い環境を整えていくことにつなげてまいりたい。

▼研修の様子 1



▼研修の様子 2



▼湖南省議会議場にて



管外行政視察報告書

報告者：大友 康信
佐藤 繁樹

【視察先】大阪府門真市

【日 時】令和7年7月2日（水）10：00～11：50

【場 所】大阪府門真市役所

【人 口】155,630人（令和7年6月1日現在）

【面 積】12.30平方キロメートル

【概 要】門真市は大阪府の北東部に位置し、大阪市に隣接する都市。東西約4.9km、南北約4.3kmと市域は比較的小さく、平坦な地形が特徴である。

もともと穀倉地帯だったが、宅地開発が進み、現在は東大阪工業地帯の一部を形成している。パナソニックの企業城下町として発展し、現在は東大阪工業地帯の重要な位置を占めている。

【学 校】

13 小学校 在籍児童数 3,954人

6 中学校 在籍児童数 2,204人 ※部活動加入率は約80%

【説明者】

門真市教育委員会 教育部

教育監 峯松 大輔 氏

総括参事 高山 拓也 氏

門真市教育委員会 教育部 学校教育課

副参事 高松 健仁 氏

課長補佐 高橋 瞳 氏

門真市 市民文化部 生涯学習課

課長 清水 順子 氏

【調査内容】

部活動地域移行に向けた取組について

1 門真市における「部活の地域移行」の概要

門真市では、生徒の健やかな成長を支えるとともに、教職員の負担軽減を目的として、部活動を段階的に地域に移行する取り組みを進めている。

地域団体や総合型地域スポーツクラブ、民間事業者との連携により、持続可能な地域部活動の実現を目指している。

2 主な取組内容

(1) 門真市においては、部活動の意義を次のA、Bと定義

A 生徒の心身の成長を促すもの（コミュニケーション能力、継続力、主体性、協調性などを養うためのツール）

B 生徒の放課後の居場所

(2) 経緯

令和5年度に「部活動地域移行検討事業」を立ち上げ、部活動指導員を各学校に数名配置した。また「部活動検討委員会」を立ち上げ、今後の方針等の検討を始めた。

令和6年度に第四中学校をモデル校とし、休日の地域移行を段階的に開始した。また、モデル校以外の中学校についても、可能な種目から順次地域行を開始した。

令和7年度は、休日の地域移行をモデル校以外の中学校にも順次拡大させるとともに、可能な種目から平日についても順次、地域移行を実施している。

また、活動の維持、運営に必要な範囲で、一定程度の受益者負担を実施した。（令和7年度は月1,000円程度を徴収。ただし、経済的事情のあるご家庭へは減免措置を実施している。）

(3) 現在の状況

種目	委託先	活動場所
軟式野球	門真市軟式野球連盟※	第二中学校
サッカー	門真はすねクラブ	第二中学校、第四中学校
バドミントン	Y・B e a r s ※	第四中学校、第五中学校
卓球	クローバー歯科カスピ ッツ※	第四中学校、第七中学校 門真はすはな中学校
ソフトテニス	門真市ソフトテニス連 盟※	第四中学校
バスケットボール	コドバス※	第四中学校
吹奏楽	トイボックス	門真市民文化会館

※NPO法人門真はすねクラブを經由して委託する形態

- ・運動部（6種目）については、教育委員会からNPO法人門真はすねクラブへ指導員の派遣等を委託している。同法人は、独自で指導員の確保ができない5種目について、地域団体等と契約して指導員を確保している。
なお、この指導員確保には、教育委員会と市長部局も一緒に先方に説明に伺うなどして事業への理解を得て実現してきた。
- ・文化部（1種目）については、門真市民文化会館の指定管理者であるNPO法人トイボックスに委託している。同法人は、門真市吹奏楽団、関西フィルハーモニー管弦楽団、こもれびW i n d と関係があり、これらから生徒が指導を受ける体制を構築している。生徒にとっては、プロから直接指導を受けられるため、吹奏楽を始める生徒が増加している。
- ・活動日について。指導員が都合等で活動場所に行くことができない場合もあり、各部活動によるが週2日の活動となっている部もある。指導者がいなくとも生徒同士で自主トレーニングを行うことも多いが、生徒の主体性を育むという観点から無理に指導者に指導をお願いすることはしていない。

- ・生徒の活動場所への移動は、保護者の承諾を得た上で自転車を使用している。車での送迎がない分、保護者等の負担軽減になっているが、活動場所が自校の生徒は放課後すぐに部活動を開始できるが、他校から自転車で移動する生徒は、遅れてスタートとなり、準備運動の時間に差が生じること等が、複数の学校の生徒が1か所に集まって活動する際の問題点。なお、自転車での移動時間は、活動場所により差はあるが、片道10分程度である。
- ・指導にあたっては、門真市の部活動の方針（①部活動を通して、生徒の心身の成長を促す。②生徒の放課後の居場所としての役割）に沿った指導をするように、委託先である門真はすねクラブ等に伝え、各種目指導者がしっかりと認識して指導にあたっている。
- ・地域移行実施後に行なったアンケートで寄せられた回答では概ね肯定的なものが多かった。
 - ＜生徒＞専門的な指導が受けられるので、これまで以上に技術が向上しました。指導員の教え方が上手で、自分のプレーに自信がつくし、試合のときも頼もしいです。
 - ＜指導者＞市立中学校の吹奏楽部員が減少していると伺い、コーチを引き受けました。練習や本番を経験する中でまとまりのある演奏に変化してきました。将来プロ奏者になる生徒が生まれると嬉しいです。
 - ＜部活動顧問＞技術面はもちろん、練習メニューも提案いただき、生徒たちが生き生きと活動していると感じています。
- ・「部活アプリ」（アスフィール株式会社提供）を活用して、連絡、スケジュール、出血、活動記録、集金を行っている。生徒1人につき、1アカウント作成し運用。
- ・部活動地域移行が、地域の方々により理解され、持続可能なものとするために、応援企業登録制度を創設して市内企業等に協力を呼びかけている。現在の応援企業は、1件で吹奏楽部の楽器運搬を協力してもらっている。応援企業が増えるよう、引き続き、周知活動を継続していく。

3 成果

- (1) 生徒が専門知識を持った指導者に教えてもらえることができ、生徒自身が成長、上達を感じられるようになった。
- (2) 1校のみでは実施できなかった種目が、複数校集まることで実施可能になったことで、生徒の運動、文化活動の機会確保につながった。
- (3) 保護者からも肯定的な感想を聞いている。
- (4) 教職員の時間外在校等時間が減少傾向にある。
- (5) 取組の進捗を聞き、他の中学校も実施してほしいとの要望がある。

成果が出た要因

- ・部活動の地域移行は、その業務量が膨大となるため、市で担当チームを作り業務に当たったことで、スピード感のある対応が可能になり成果につながった。
- ・生徒を受け入れてくれる地域団体への説明、依頼等、教育委員会よりも外部団体と関係の深い市長部局（社会教育担当等）にも担当チームに加わってもらい、一緒に説明に伺ったことは成果につながったと考える。教育委員会のみでは、先方に理解を得て生徒受入れを決断してもらうまでに時間がかかり、地域移行実現が遅くなっていたと考える。
- ・完璧な形での地域移行開始にこだわらず「まずやってみる」姿勢で取り組み、修正を加えながら実施してきたことが成果につながった。
- ・校長会と密な連携を行ったことも成果につながったと考える。
生徒や保護者と直接関わりを持ち、かつ現場の状況をよく把握している校長から意見をもらうことは、地域移行を進めていく上で欠かせないもの。
部活動地域移行は現場の教職員と一緒に進めていくことを考えていくことが大事である。

4 課題

(1) 持続可能な運営体制の構築

事業委託先（門真はすねクラブ）、及び市担当者の業務量は、チーム体制を組むことで一時期よりは緩和できたものの未だ負担が増加している状況に変わらないことから、部活動地域移行を持続可能なものとするため運営体制について更に検討していく必要がある。

(2) 持続可能な予算の確保策

部活動は、生徒全員にスポーツに触れる機会を提供し、その中でコミュニケーション能力、継続力、主体性、協調性などを成長させていく一つの学習機会と捉えていること、また、生徒の居場所としての機能もあり、不登校支援・対策に一定の効果があると考えることから、一般的な習い事とは区別して考えている。

以上のことから、持続可能な収益構造の構築（ふるさと納税や企業協賛金の活用）と受益者負担額の適切な設定やそれに対する保護者の理解を得るなど、予算のあり方について更に検討していく必要がある。

(3) 平日の地域移行及び対象校の拡充

- ・令和7年度から平日の部活動も地域移行をスタートさせたが、平日夕方に活動できる指導者の確保を種目毎に確保すること、また生徒が集まることができる場所の更なる確保の必要性を認識している。
- ・登校時に携行する、学校間移動に使用する自転車の学校内での場所の確保や管理の方法。
- ・平日夕方に活動できる指導者を十分に確保できていないことによる、部活動の実施回数の減少。

(4) 中体連規則、及び各種目の規則の一部に部活動を地域に移行することを想定していないものがあり、それらの改善を国・大阪府に強く要望していく必要がある。

5 質疑

Q：平日の指導者（教員）と休日の指導者（地域の方）の指導方針等の連携方法は。また、指導者と学校、教育委員会との連携は。

A：最初から地域の方に全て任せるのではなく、教員と共に活動しながら徐々に地域の方に任せていく方法をとっているので、自然と連携は取れていると認識している。

また、各校に窓口教員（顧問）を置いているので、いつでも連携の取れる体制は作っている。

Q：指導方針は一任なのか、都度、協議があるのか。

A：基本的に一任だが、教員も一緒に活動するなど連携をとっているので、特に協議会等を設けなくとも指導方針は一致していると認識している。

なお、門真市の部活動の意義等は、指導員に伝えそれに沿った指導内容としている。

Q：休日の部活動による責任の所在について課題はあるか。

A：責任の所在は、委託先の地域団体にあるのが原則だが、いじめなどはケースバイケースで学校と協議しながら対応していく。

Q：活動場所への送迎等は保護者が行なっているのか。

A：保護者の責任において、生徒自身が自転車で移動している。

Q：指導員の引率の有無と、試合などの遠征費他、費用弁償はされるのか。

A：引率はある。費用弁償は年20回分の予算を措置している。

Q：部活動で優先利用できる施設はあるか。

A：吹奏楽部が活動している門真市民文化会館（ルミエールホール）がある。

Q：地域移行したことにより、複数の部活動を掛け持つことは可能になったか。

A：可能になったが、現在、該当者はいない。

Q：保護者説明で最も聞かれた意見、不安要素は。

A：保護者説明はしていないが、メールでお金に関することや、学校から移動せず自校で活動したいなどの要望が少数だったがあった。

Q：モデル校の生徒の反応は。

A：専門知識を持った指導員に教えてもらえることで、「上達を感じている」や「楽しい」など反応は良いと捉えている。

Q：生徒から、部活動種目のリクエストは可能か。

A：現在は不可だが、e スポーツをやりたいなどの声があり、将来的には検討する必要があると考えている。

Q：現在の応援、連携企業・団体数は。

A：企業数は1社。団体数は11団体。

Q：企業から応援していただくことになるまでの考え方と経緯は。

A：部活動地域移行を持続可能なものにするためには、企業にも様々な協力をいただくことが必要だと考える。また、本取組を地域の企業の皆様に知ってもらうことも応援企業登録制度の役割の一つと考えている。

6 考察

門真市における部活動の地域移行については、令和4年度から準備が始まり、令和5年度に方針等を決める会議体を設立、令和6年度からモデル校を中心に休日の部活動を地域へ移行、令和7年度からは平日の部活動についても地域への移行をスタートさせ、実に積極的でスピード感のある取組をしている。

それでいて、生徒全員がスポーツ・文化活動に触れる機会を保ちつつ、種目によってはプロ、セミプロから指導を受けられる体制を構築していて、生徒の満足度は高い。

また、保護者の負担は最小限に抑えつつ、教員の負担を軽減できていること、地域指導者の方々も地域の子どもたちに自分の専門知識を伝えることの喜びを感じているとの声があり、多くの方々にとって有益な取組ができている。

さらに、地域移行の実施準備に当たっては、教育委員会だけでなく、外部団体との関係が深い市長部局も一緒に地域の受皿となる外部団体との交渉に関わったことは、スピード感のある進捗に大きく影響したものと考察する。

何より、部活動地域移行のような大きな変革は、なかなか前進せず、結局は時間だけが経過してしまうことがよくある中、失敗を恐れずに「まずやってみよう」という気持ちで関係者が取り組み、取り組んだ先で新たな課題が見えてきたときに、その都度、改善を行うことで、一步ずつより良いものにしていくという考えは、大変参考にすべきと思慮する。

「全ての子どもたちにスポーツ・文化活動に触れる機会を提供し、心と身体の成長を促し、また子どもたちの居場所としての部活動」という考えの下、地域の方々、保護者、スポーツ・文化活動関係者、学校、教育委員会などの方々が、課題を先取りし、話し合いを重ね、受皿づくり等、一つずつ課題解決に向け尽力し成果を挙げていることは大変参考にすべきと思慮する。

今回の視察研修で得た事項を議会活動に生かし市民の負託に応えていきたい。

最後になりますが、ご多忙な中、ご対応くださいました門真市のみなさま大変ありがとうございました。

以上



▲研修の様子



▲門真市議会議場にて

管外行政視察報告書

報告者：熊谷 克彦
佐藤さやか

【視察先】 京都府京都市

【日 時】 令和 7 年 7 月 3 日（木） 9：30～11：30

【場 所】 京都府京都市役所

【人 口】 1,433,782 人（令和 5 年 10 月 1 日現在）

【面 積】 827.83 平方キロメートル

【概 要】 京都の地は、延暦 13 年（794 年）10 月の長岡京からの遷都以来、明治 2 年に至るまで、1075 年の長きにわたって我が国の都として栄えてきた。首都が東京に移ってからの京都は一時衰えたものの、市民の進取の気性により、伝統を生かしながらの勸業政策や教育の改革など懸命に近代化への努力を行い発展した。

明治 22 年 4 月、市制が施行されたが、京都市など 3 市については自治権の制限を規定した市制特例が設けられ、府知事によって職務が執行された。

翌年には、第 1 期琵琶湖疏水の完成、発電所の建設、明治 28 年には、我が国最初の路面電車の開通、平安遷都 1100 年記念事業の一つとして開催された第 4 回内国勸業博覧会等により、新しい京都の基礎が確立した。

その後、明治 31 年 10 月には、市制特例の廃止により自治権が保障され、名実共に備わった京都市が誕生した。

京都市は、東経 135 度 33 分から 135 度 52 分、北緯 34 度 52 分から 35 度 19 分に位置し、市域面積は 827.83k m²で、指定都市の中では、浜松市、静岡市、札幌市、広島市に次いで第 5 位の広さを有している。

人口は、市制施行当時は 279,165 人だったが、明治 35 年及び大正 7 年の市域拡張もあり、第 1 回の国勢調査が行われた大正 9 年には 591,323 人と増加した。その後も、市域の拡張等で増加を続け、昭和 14 年には戦前最高の 1,177,200 人を記録したが、第 2 次世界大戦による戦災を免れたものの、疎開等で人口は減少し、昭和 20 年には 866,153 人となった。戦後は急速に増加をたどり、近隣町村の合併などもあって昭和 43 年には 140 万人を突破した。

しかし、昭和 50 年代に入って増加カーブは緩やかとなり、近年は昭和 61 年の 1,479,370 人をピークに、微増の年もあるものの、全体として微減傾向にある。

【説明者】

京都市 保険福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課
介護ケア推進課長 中川 理恵 氏
在宅支援係長 村石 祐介 氏
高桑 迪子 氏

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会

京都市長寿すこやかセンター 京都市成年後見支援センター

相談部長 鈴木 祐樹 氏
相談部 中川 優香 氏

- 【調査内容】 1 京都市単身高齢者万一あんしんサービスについて
2 一人暮らしお年寄り見守りサポーターについて

1 京都市単身高齢者万一あんしんサービスについて

現在、京都市ではこれからも安心して生活していただくため「京都市 単身高齢者 万一あんしんサービス」を実施している。

生前、利用者からお預かりした費用により、利用者の死後、葬儀や納骨、家財等の処分を行う事業である。

※事業支援は、京都市からの委託により京都市社会福祉協議会が実施している。

(1) 事業対象者

この事業を利用するには、以下の要件全てを満たす必要がある。

- ①京都市内に住民票があり、居住している
- ②65 歳以上
- ③ひとり暮らし
- ④契約能力がある

※日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用者は対象外

- ⑤子や頼れる親族がいない
- ⑥低所得者（市民税非課税・不動産非所有（現に居住している場合は除く）・預貯金 350 万円以下）
- ⑦生活保護を受給していない
- ⑧契約時、預託金を一括して預けることができる

- ⑨契約後、京都市社会福祉協議会職員による安否確認（電話や訪問）に応じることができる
- ⑩京都市社会福祉協議会が交付する利用者カードを活用することができる

（２） 供託金

内容	金額	備考
葬儀・納骨費用	25 万円	① 利用者全員対象 ② 葬儀社が管理するホールにご遺体を安置した後、京都市中央斎場で火葬し、京都市深草墓園に納骨（原則） ③ 通夜や告別式は行わない
残置物処分費用	見積額による	① 利用者のうち、希望者のみを対象 ② 残された家財等は、すべて専門業者により処分

（３） 利用契約

- 提示する葬儀社リストから、利用者に 1 社選択
- 葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会で契約（三者契約）を結ぶ
- 成年後見制度の利用等により契約を解約する場合には、預託金は全額返還

（４） 安否確認

- 京都市社会福祉協議会の職員が、電話や訪問等により、定期的に利用者の生活状況や健康状態を確認
- 必要があれば、介護サービスや成年後見制度等の支援につなぐ

（５） 急変したとき

- 京都市社会福祉協議会（平日の日中）と契約した葬儀社（平日の日中以外、土日祝を含む）が緊急連絡を受付けする。
- 利用者からリビングウィル等を預かっている場合には、医療機関等関係者に対して開示する。

※利用者カード

意識不明になったときに医療機関等から連絡を受け付けることができるよう、京都市社会福祉協議会と契約する葬儀社の連絡先を記載した利用者カードを発行している。利用者は、

常にこのカードを携帯している。

(6) 亡くなったとき

- 契約に基づき、葬儀社が葬儀と納骨を実施
- 残置物処分の契約を結んでいる場合には、葬儀社が家財等を処分
- 京都市社会福祉協議会は、契約内容の履行を確認した後、葬儀社に対して、利用者からお預かりしたお金（預託金）を支払う

(7) 事業利用に必要な書類

- 以下の書類を提出
 - ※②～⑥、⑧は原本を確認の上、写しを保管
 - ①申込書
 - ②誕生してから現在までの戸籍
 - ③住民票
 - ④介護保険料納入（変更）通知書
兼特別徴収開始（停止）通知書
 - ⑤保険資格が確認できる書類等
 - ⑥賃貸借契約書（持ち家の場合は不要）
 - ⑦誓約書
 - ⑧金融機関口座の通帳

【質疑】

Q：定期的な安否確認の頻度は。

A：基本的に月1回訪問、月1、2回電話連絡で、10日に1回くらいは確認している。

Q：預託金の額が変動した場合、現利用者への影響は。

A：家財処分を希望している場合は変動が生じることがある。また、状況が変われば、見積もりを取り直して変動することがある。葬儀費用は変更しない。

Q：実際に供託金を支払い納骨に至った件数は。

A：R5年末までで3件、その後は0件である。

Q：現在のサービス利用数は。

A：R7年5月末までは、18件の契約がある。

Q：サービスの実施に至るまでに（立ち上げにあたり）、最も苦慮したことは。

A：利用者から金銭を預かることが生じるが、基本的に地方公共団体はお金を預かることができないため、社会福祉協議会を通して預かってもらうための整備に苦慮した。

Q：申込から葬儀社・利用者・京都市社会福祉協議会で契約（三者契約）に至るまでの期間はどれくらいか。

A：4か月から5か月で契約に至る。

Q：実施するに至った背景（経緯等）について。

A：平成26年から高齢者の住宅住み替え支援を行っているが、そこで明らかになった身寄りのない低所得者が亡くなった場合の葬祭執行や、家財処分の本人の不安や大家の心配をサポートできる仕組みを整えようとなり、令和元年12月から開始している。

Q：預託金で利用できるサービス内容（葬儀・納骨費用等）及び支出等預託金の管理方法について。

A：葬儀社が葬儀と納骨、家財処分は契約している場合は、見積もり金額に応じて対応し、預託金の管理方法は、社会福祉協議会で専用口座を作って管理している。

Q：利用者が契約後、認知症になった場合の対応について。

A：訪問、電話での安否確認の中で判断能力の低下があれば成年後見制度につなげ、本事業とは異なる形で支援をしている。

Q：サービスの課題について。

A：身寄りのない高齢者の支援の予算の確保、人員の確保が課題となっている、予期せぬ遺留品が発見された場合、死亡届を誰が出すかという課題もある、民間にも似たようなサービスがあるため、公的サービスとしてどこまでやるかも課題となる。

Q：預貯金の上限額を引き上げた理由は。

A：今年度預貯金額を引き上げサービスの対象範囲を広げた、身寄りのない単身高齢者の問題が大きくなり、国のモデル事業として取り組んでいるが、他市の同様モデル事業より、条件が厳しかったため、上限額の引上げを行った。

Q：身寄りのない方が亡くなった後、成年後見人制度により残った財産はどうなるのか。

A：利用前に、成年後見制度を利用している方はこのサービスの対象とはならない。

Q：一人暮らしの方がペットを飼っていた場合の対応は。

A：このサービスの中では契約の対象外で対応はできないので、課題となっている。

【考察】

国のモデル事業として始まった単身高齢者万一あんしんサービスは、身寄りのない本人だけでなく、家を管理している大家や家主にとっても安心できるサービスとして運用されている。ペットを飼っていた場合の課題等まだまだ対応が難しいケースもあるが、今後とも必要とされるサービスだと実感した。引き続き、このような実際の生活、事例に沿って、身寄りのない高齢者が安心して暮らせるサポート体制を整える必要がある。引き続き、より良い福祉サービスの実現に向けた提言を実施していく。

以上

2 一人暮らしお年寄り見守りサポーターについて

（１）事業の背景

- ・一人暮らし高齢者等が増加する中、高齢者の把握に日頃から高齢者と接する市民の協力が不可欠なことから、高齢者への目配り（新聞が溜まる等）を中心としてボランティア活動の役割を担っていただくため、平成 21 年度に事業を開始した。

（２）事業の目的

- ・高齢者への目配りを中心としたボランティア活動の行う方を「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」として登録し一人暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整える。

（３）活動内容

- ・一人暮らしお年寄りサポーターは、普段の暮らしや仕事の中で目配り（新聞が溜まっている等）をする中で変化に気付いた場合には地域包括支援センターに連絡・相談をする。

- ・地域包括支援センターは訪問等により事実確認する。
- ・本市独自制度である老人福祉員等と連携し安否確認をする。

(4) 登録者数等

- ・当初目標人数 平成 21 年度から平成 23 年度までの間で 1 万人
- ・令和 7 年 4 月 1 日現在 13,442 人

(5) 今後の方向性

- ・地域包括支援センターが一人暮らしお年寄り見守りサポーターを対象に学習会を開催し一層の充実を図る。

【質疑】

Q：老人福祉員と民生委員の役割の違いについて

A：老人福祉員は京都市独自の制度である。民生委員の業務の中で、老人福祉員は一人暮らしの高齢者のサポーターの部分を担当している。民生委員と老人福祉員が一緒になって高齢者を訪問する場合もある。民生委員の負担軽減につながっている。

Q：地域包括支援センターと一人暮らしお年寄り見守りサポーターとの情報共有について。

A：地域包括支援センターでは地域ケア会議を開催するが民生委員と老人福祉員は参加をしている。民生委員は法で守秘義務があり老人福祉員は要綱で守秘義務をかけているので参加している。ただ、一人暮らしお年寄り見守りサポーターは個人情報等の守秘義務がないので包括ケア会議には参加していない。同サポーターから情報の提供を受け地域包括支援センターにて対応する。

Q：一人暮らしの高齢者世帯数は。

A：京都市の人口約 140 万人のうち、一人暮らしの高齢者が約 10 万人（世帯）である。

Q：一人暮らしのサポーターから地域包括センターへの情報提供で、単身高齢者万一サービス等につながった事例は

A：直接的につながった事例は承知していないが、高齢者サービス等チラシ配布を行い、その中で周知を図っている。

Q：民生委員に、老人福祉員や一人暮らしお年寄り見守りサポーターの経験者が就く場合は

A：老人福祉員をされていた方が民生委員に就任する場合もある。また、民生委員は75歳が定年なので民生委員終了後老人福祉員に就く場合もある。

サポーターは登録制なので、民生委員に就く等について把握していない。

Q：老人福祉員が高齢者のサポートを担っているのか

A：一人暮らしの高齢者については老人福祉員及び一人暮らしお年寄り見守りサポーターが担っている。

Q：一人暮らしお年寄り見守りサポーターには、主にどういった方が就任しているのか

A：性別等一切制限がない。大阪市や滋賀県にお住まいの方で京都市に通勤している場合、その通勤経路で見守りをしている方もいる。社会福祉法人に勤務している方がサポーターに取り組んでいる例もある。

Q：個人情報保護が大変厳しくなっているが、一人暮らしお年寄り見守りサポーターからの情報提供について

A：同サポーターから新聞等が溜まっているとの情報提供は受けるが、その世帯が高齢者かどうかはわからない。その目配り（新聞等が溜まっている等）の情報は地域包括支援センターに名簿等があるので対応する。

Q：サポーター制度が始まったきっかけ及びボランティアポイントのような制度があるか。

A：詳細は分からないが当時の市長の考えで取り入れたものである。ボランティアポイントのようなものはない。

Q：老人福祉員やサポーター制があり非常に手厚く感じるが、そのほかに民間企業との連携等はあるのか。

A：郵便局や新聞販売店等で、サポーターとしてのご協力をいただいている場合もある。

Q：民生委員等との連携における社会福祉協議会の役割について

A：本市における社会福祉協議会の役割は民生委員等との連携もあるが、どちらかといえば同協議会では健康教室やイベント等の事業に取り組んでいただいている。一人暮らしお年寄り見守りサポ-

ターとは直接的なつながりはない。

Q：老人福祉員への一人暮らし高齢者個人情報の提供について

A：老人福祉員と京都市で個人情報にかかる協定を締結し地域の一人暮らし高齢者の名簿を渡している。

Q：サポーターは名簿がないので、新聞等が溜まっていてもお年寄り
寄りと限らないがそのような場合の連絡等について

A：若いご夫婦の方で旅行に行き新聞等が溜まって場合あるが、サポーターはお年寄りの世帯と判断し包括支援センターに連絡がある場合も考えられる。このような場合は、地域包括支援センターに名簿があるのでその名簿等により判断し対応する。

Q：京都市は世界的な観光地であり外国人も多く訪れる。このような
中で京都市ならでの課題等について

A：民生委員等からオーバーツーリズムや民泊の苦情が寄せられる場合もある。そのような場合には関係部署に連絡をして対応してもらう。

【考察】

京都市における一人暮らし高齢者への対応については、民生委員のほかに京都市独自に「老人福祉員」そして「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」という制度を設け配置している。老人福祉員は日常적인見守りが必要であると関係機関において判断した場合において安否確認等の支援を行っている。さらに、一人暮らしお年寄り見守りサポーターは、普段の暮らしの中、また通勤時等において高齢者への目配り（新聞等が溜まる等）を行っている。新聞等が溜まっている世帯は地域包括支援センターに連絡をすることになっている。一人暮らし高齢者に対して非常に手厚い体制を整えている。

地域社会や町内会等において人と人とのつながりが希薄になっている今日、高齢者が少しでも安全・安心して暮らせるよう京都市の老人福祉員及び一人暮らしお年寄り見守りサポーター制を設けた考え方は非常に参考になったところである。高齢者が安心して暮らせる地域社会を構築すべく手厚くそしてきめ細やかな対応について参考にすべきと思慮する。

以上



▲ 研修の様子



▲ 京都市会議場にて